

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人長野県退職教職員互助組合（以下「退教互」という）定款第43条の規定により退教互の運営に必要な事項を定める。

第2章 組合員

(組合員)

第2条 退教互の組合員は定款第34条に該当する者とする。

(組合員の権利)

第3条 組合員は、次の各号に掲げる権利を有する。ただし、第4条の義務を果たさない者はこの限りではない。

- (1) 給付及び貸付を受ける権利
- (2) 事業に参加する権利
- (3) 役員及び評議員を選出する権利
- (4) 退教互の施設を利用する権利
- (5) 事業報告書、貸借対照表等を閲覧する権利

(組合員の義務)

第4条 組合員は次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 定款、規則、諸規程及び機関決定事項に服する義務
- (2) 掛金を納入する義務
- (3) 貸付金を返済する義務

(権利の譲渡禁止)

第5条 組合員の権利は他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(現職組合員資格の取得)

第6条 現職組合員の資格を取得しようとする者は、加入申込書を提出し、これが受理されたときから組合員の資格を得たものとする。

- 2 現職組合員の資格取得最終期限は、満30歳に達した年度内とする。
- 3 前項の年齢に達したとき、他の機関に勤務していた者及び前項の年齢に達した以後に新たに第2条の資格を取得した者の資格取得最終期限は、加入条件を満たした年度内とする。
- 4 第1項、第2項、第3項において手続きを怠った者は、途中加入を認めないことを原

則とする。

- 5 前項にかかわり特別な事情がある場合、個人の組合員資格付与については理事会で決定する。

(現職組合員資格の喪失)

第7条 現職組合員が次の各号の一つに該当したときは、その翌日から組合員の資格を失う。

- (1) 退職する年度内に到達する満年齢が45歳未満で、第2条の資格を失ったとき
- (2) 退職する年度内に到達する満年齢が45歳以上で、退職時に脱退を希望したとき
- (3) 脱退の意思表示を行い、退組合給付申請書を提出したとき
- (4) 掛金を6カ月以上滞納したとき
- (5) 理事長が、理事会の議を経て組合員として適当でないと認定した場合

(退職組合員資格及び給付資格の取得)

第8条 退職する年度内に到達する満年齢が45歳以上の現職組合員は、第17条第2項、第18条第5項及び第19条の条件を満たすことにより退職組合員資格及び給付資格を取得することができる。

- 2 現職組合員であった者が満年齢45歳以上（生存していれば、年度内に満年齢45歳になる者を含む）で死亡し、その配偶者が給付資格の取得を希望したときは前項同様の条件を満たすことにより、同資格を取得することができる。

(退職組合員資格の喪失)

第9条 退職組合員が次の各号の一つに該当したときは組合員の資格を失う。

- (1) 退組合給付申請書を提出し脱退したときは、その翌日から資格を失う。
- (2) 理事長が、理事会の議を経て組合員として適当でないと認定したとき。なお、資格喪失日については、理事会の議を経て理事長が定める。

(脱退者の扱い)

第10条 第7条及び第9条の該当者については次の様に扱う。

- (1) 第7条第1～4号に該当する場合、脱退者に対し、掛金の合計額を払い戻す。
- (2) 第9条第1号に該当する場合、脱退者に対し、共済事業規程の弔慰給付額相当を払い戻す。
- (3) 第7条第5号及び第9条第2号の場合、理事会の議を経て理事長が決定する。

- 2 原則として、脱退者の再加入は認めない。

(退職組合員資格の停止)

第11条 組合員又は組合員が死亡したときは、組合員の遺族で給付資格を有する者から転居先の連絡等がなく、退教互の組織的な取組みによっても生死及び所在が把握できない場合は、把握できなくなった時点から民法に定める失踪期間を経た時点で組合員資格を停止するものとする。

- 2 前項資格停止日については、理事会の議を経て理事長が定める。

第3章 事業

(事業の種類)

第12条 退教互は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 教育文化振興事業
 - (2) 共済事業及び貸付事業
 - (3) その他、組合の目的達成に必要な事業
- 2 前項第2号については別に定める。

第4章 組合員の受益

(組合員の受益条件)

第13条 共済事業における給付は原則として退職組合員の請求、貸付は現職組合員の申し込みによって行うものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、その一部または全部を行わない。

- (1) 反社会的行為により故意に給付の原因を生ぜしめたとき、または返済の見通しが
ない貸付を申出たとき
 - (2) 給付の請求及び受領または貸付の申出及び受領に虚偽または不正があったとき
 - (3) 第4条の義務を履行しないとき
- 2 給付及び貸付後に前項各号の一つに該当する事実が判明した場合は、その全額を直ちに返還させる。

(時効)

第14条 前条の共済事業において、組合員の給付を請求する権利は3年間とする。

(権利存続期間)

第15条 給付及び貸付は、その原因となる事由が組合員としての資格を有する期間内に生じたものに限りこれを行う。

(請求権の主体及び受給者)

第16条 給付の請求は、組合員又は組合員であった者が行う。ただし、特別な事情があつて組合員又は組合員であった者が行うことができない場合は、組合員又は組合員であった者が指定する者又は遺族が代わって行うことができる。

- 2 前項については別に定める。

第5章 掛 金

(掛金)

第17条 現職組合員は掛金を納入する。

2 定年退職時における掛金総額は、定時評議員会において承認を受けた額とする。

第18条 前条第1項の規定により現職組合員が、毎月負担する掛金は次のとおりとする。

毎年度4月1日現在の給料月額及び給料月額の100分の4を加えた額を基礎に、当該年度中に達する満年齢区分により次のとおり算出した額とする。

36歳未満	1,000分の7
36歳以上41歳未満	1,000分の7.5
41歳以上46歳未満	1,000分の8
46歳以上51歳未満	1,000分の9
51歳以上56歳未満	1,000分の10
56歳以上	1,000分の11

2 第6条第3項に該当する者は加入申込書を提出し、これが受理されたときから前項の規定による。

3 組合員が育児休業、大学院修学休業、自己啓発休業、配偶者同行休業又は不妊治療休暇に入った場合は、その期間の掛金の納入を猶予することができる。

4 組合員が育児短時間勤務等により給料月額が減額となった場合においては、減額された給料月額を基礎として第18条第1項の区分により算出した額とする。

5 現職中に納入した掛金の合計額が、定時評議員会で決定された退職する年度の掛金総額に満たない場合は、掛金不足額を一括して納入する。

6 高校教職員及び教育関係諸機関等に勤務する職員の掛金については年齢ごとの定額とし、額は別に定める。

(年齢加算)

第19条 定年退職前に退職する者は、前条で定める掛金総額に加えて年齢加算額を一括して納入する。

2 年齢加算額は、該当者の長野県の「職員の定年等に関する条例」に定める定年退職年齢から退職する年度内に到達する満年齢を差し引いた年数に2万円を乗じた額とする。

第6章 役員会の運営

(理事会の運営)

第20条 理事会及び退教互の運営を円滑に進めるために、理事長の招集により、理事長、副理事長、専務理事、常務理事による四役会を開催することができる。

- 2 理事会において決議又は決定すべき事項で急を要し、理事長においてこれを招集するいとまがないと認めるときは、理事長はこれを専決することができる。ただし、この場合理事長は、四役理事の意向を聞いて決定するとともに、次の理事会において報告しその承認を受けなければならない。

(監事)

第21条 監事は退教互定款第23条及び関係法令に定める権限を有し職務を行う。

- 2 監事は少なくとも年2回の監査をしなければならない。

第7章 評議員会の運営

(評議員の推薦)

第22条 評議員の候補者は、各支部より推薦された者とする。

- 2 各支部の評議員候補者の推薦は4月中に完了し、直ちに文書をもって候補者氏名及び住所、必要に応じ所属を理事長に報告する。
- 3 評議員に欠員が生じた場合、支部長は、速やかに補充の評議員候補者を推薦するものとする。

第23条 全文削除

第8章 役員及び監事の推薦

(理事及び監事の推薦)

第24条 理事会は、理事の候補者を評議員会に提案できる。

- 2 理事会は、監事の候補者を監事の過半数の同意を得て評議員会に提案できる。
- 3 理事及び監事は、退教互の組合員とする。ただし、監事の内1名は、組合員及び利害関係者を除くものとする。
- 4 理事及び監事は、次の別表1左欄の区分により、同表1右欄の団体等が推薦する。
- 5 この条に定めのない事項は、理事会が定める。

【別表 1】

役員名	左 欄		人数	右 欄	備 考
理 事	団体推薦	県教組	3	県教組	
		長頭組	1	長頭組	
		高教組	1	高教組	
		高等学校長会	1	高等学校長会	
	地区推薦	東信（甲）	1	退職 組合員 より	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地区内支部の推薦 ・甲、乙は、一般職出身と管理職出身とで交互になるようにする。
		北信（乙）	1		
		南信（甲）	1		
		中信（乙）	1		
		東信	1	現職 組合員 より	
		北信	1		
		南信	1		
		中信	1		
事務職員	事務職員部	1	県教組		
理 事 長		全県	1	理事会	
専務理事		全県	1	理事会	
監 事	団体推薦	退職組合員	1	理事会	
		校長、教頭職 の者	1	長頭組	
		前号以外の者	1	県教組	現職又は退職者含め推薦
		外部監事	1	理事会	第24条第3項

注 団体名の略称 県教組 長野県教職員組合 長頭組 長野県校長教頭組合
高教組 長野県高等学校教職員組合 高等学校長会 長野県高等学校長会

第9章 支部代表者会及び支部長会の運営

(支部代表者会の構成)

第25条 支部代表者会は、高校支部を除く各支部の退職者の代表（支部長）1名、県教組代表1名、長頭組代表1名と高校支部の代表2名の計46名で構成する。ただし、特別支援学校支部においては、支部長が県教組代表を兼ねる。

2 各支部において各代表者が出席できない場合、それぞれの代理者が出席することができるものとする。

(支部代表者の選出)

第26条 前条の各支部代表者の選任は、4月中に各支部の退職者、県教組、長頭組が行い、支

部長に報告する。ただし、高校支部の代表の選任は、高教組が行う。

- 2 支部長は、直ちに文書をもって代表者氏名及び住所、必要に応じ所属を理事長に報告する。

(支部代表者会の運営)

第27条 支部代表者会は、原則として年1回(2月)、理事長が招集する。

- 2 支部代表者会の議長の選出は、支部代表者の互選とする。
- 3 支部代表者会では、次の協議を行う。
 - (1) 新年度事業計画案及び予算案
 - (2) 退教互の組織及び諸事業の充実及び推進
 - (3) その他、退教互の目的達成に必要な事項

(支部長会)

第28条 支部運営を円滑に進めるために支部長会を開催することができる。

- 2 支部長は、特別支援学校支部及び高校支部を除く14支部においては退職者の中から選出するものとする。
- 3 支部長会は、理事長が招集する。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第29条 国及び県等による法制度改正、退教互の組織・財政問題等により、重大な見直しが必要なときは、理事長の諮問機関として委員会を置くことができる。

第11章 職員

(職員の職及び職務)

第30条 職員の職は別表2によって定め、上司の命を受けて同表に掲げる職務を行う。

- 2 事務局には事務局長を置き、事務局長は理事長の指揮を受けて、退教互の業務を処理する。
- 3 事務局員及びその他の職員は事務局長の指揮を受けて事務を処理する。
- 4 必要に応じ事務局員の職として事務局次長、課長、係長等を設け、事務局業務の効果的な処理を図るものとする。
- 5 事務局の必要な規程は別に定める。

【別表 2】

職	職務
副参事	特に専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
専門幹	専門的知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主 幹	特に高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
主 査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
主 任	専門的知識経験を必要とする業務を行う職務
主 事	一般的な業務を行う職務

第12章 補 則

(規則の改廃)

第31条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、2015（平成27）年7月23日から施行する。
- 2 この規則の一部を改訂し、2016（平成28）年1月1日から実施する。
- 3 この規則の一部を改訂し、2016（平成28）年4月1日から実施する。
- 4 この規則の一部を改訂し、2019（令和1）年6月28日から実施する。
- 5 この規則の一部を改訂し、2020（令和2）年6月2日から実施する。
- 6 この規則の一部を改訂し、2020（令和2）年7月21日から実施する。

附 則

(前法人の育英資金貸与に関する事業の扱いについて)

- 2 財団法人長野県退職教職員互助組合（以下「前退教互」という）寄付行為第4条に基づく育英資金貸与に関する事業の扱いについては次の様にする。
 - (1) 退教互は前退教互育英資金貸与規程及び育英資金貸与廃止規程を引き継ぐものとする。
 - (2) 前号の規程に基づく貸与及び償還が完了したとき、育英資金貸与に関する事業を終結し、両規程及び本運営規則附則2の第1項を廃止及び削除する。

1973（昭和48）年3月11日制定
 （財団法人期間の改正履歴略）
 2014（平成26）年6月10日改正
 2014（平成26）年10月28日改正
 2015（平成27）年3月10日改正
 2015（平成27）年7月23日改正
 2015（平成27）年12月15日改正
 2016（平成28）年3月10日改正
 2019（令和1）年6月28日改正
 2020（令和2）年6月2日改正
 2020（令和2）年7月21日改正